

■保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、住民課国保年金係へご相談ください。

8月から後期高齢者医療制度の被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証（水色）は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（薄みどり色）は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証（薄みどり色）を窓口に表示してください。有効期間は、平成24年7月31日までの1年間となっています。7月31日までに新しい被保険者証（薄みどり色）が届かない場合は、住民課国保年金係窓口へお問い合わせください。

■後期高齢者医療制度の被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、住民課国保年金係へ申請すれば1割負担となります。



世帯構成人数	1割負担となる条件
1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合	同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合 (①または②に該当する方)	①本人の収入が383万円未満
	②本人と同じ世帯の70歳～74歳の方の収入の合計額が520万円未満

■後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、平成23年7月31日になっています。減額認定証をすでに持っている方で、平成23年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

※同一世帯の全員が市町村民税非課税である方については、入院の際の自己負担限度額や食費・生活費の一部負担金が減額される場合があります。減額認定証を持っていない方で、新たに交付を希望する場合は、住民課国保年金係窓口での申請手続きが必要になります。

【申請に必要なもの】印鑑・被保険者証
※収入額などを証明するもの（非課税証明書など）や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

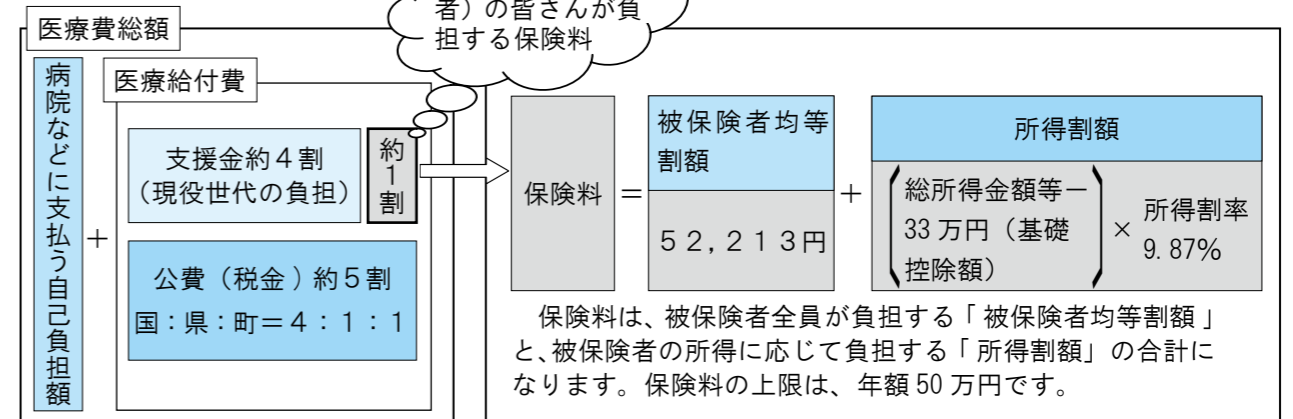


【問い合わせ】
住民課国保年金係
Tel 934-2241

平成23年度後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

平成22年中の所得金額と世帯（注1）の状況に基づき、平成23年度の保険料額を決定します。被保険者（加入者）の皆さんへ「平成23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。注1：「世帯」とは、平成23年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

■保険料の算定方法



- ◎保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ◎保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は2年ごとに見直され、次回は、平成24年度に改定されます。
- ◎総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ◎例えば、公的年金等の収入のみの方で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

■保険料の軽減について

●均等割額の軽減

平成23年度では、平成22年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の9割、8.5割（注2）、5割、2割軽減）を継続して行います。
注2：原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています

均等割額軽減割合	平成23年度軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（注3）の合計額
9割軽減	5,221円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】
8.5割軽減	7,831円	【33万円（基礎控除額）】以下
5割軽減	26,106円	【33万円（基礎控除額）+ 24.5万円×被保険者（世帯主を除く）の数】以下
2割軽減	41,770円	【33万円（基礎控除額）+ 35万円×被保険者数】以下

注3：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が5割軽減となります。

●被用者保険（注4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

注4：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。）